



2026年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社シモジマ
代表者名 代表取締役社長 笠井 義彦
(コード：7482 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役経営企画本部長 小野寺仁
(TEL 03-3862-8626)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第65回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の追加

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条について追加を行うものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

2026年3月23日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第65回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- ① 監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。
- ③ 上記各変更に伴う関連規定の変更、現行定款の趣旨をより明確化するための変更、条数の整備及び字句の修正等所要の変更を併せて行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月25日（予定）

以上

別紙

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 下記の業務</p> <p>一.～二十二. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. ～6. (条文省略)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p>3. 下記の業務</p> <p>一.～二十二. (現行どおり)</p> <p><u>二十三. 知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用許諾、媒介、維持、管理</u></p> <p><u>二十四. デザインの企画および利用権、複製権の設定</u></p> <p>4. ～6. (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 株主名簿および新株発行予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長とする。</p> <p>② 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が当たる。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって<u>市場取引等により</u>自己株式を取得することができる。</p> <p>第 8 条～第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 株主名簿および新株発行予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故<u>がある</u>場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が<u>これに</u>当たる。</p>

現行定款	変更案
<p>第16条～第18条（条文省略）</p> <p>（議事録）</p> <p>第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長<u>ならびに</u>出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（取締役の選任決議）</p> <p>第21条 当社の取締役は株主総会の決議により選任する。</p> <p>② 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第16条～第18条（現行どおり）</p> <p>（議事録）</p> <p>第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長<u>および</u>出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第20条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p>（取締役の選任決議）</p> <p>第21条 当社の取締役は株主総会の決議により<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>② 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>③ <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長1名をおき、必要に応じて会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から社長1名をおき、必要に応じて会長1名、副会長1名、副社長、専務取締役、および常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故のある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役があたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、<u>各取締役および各監査役に対し</u>、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこのかぎりでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、<u>出席した取締役および監査役は</u>、これに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>② 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>② <u>取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、<u>各取締役に</u>対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、<u>出席した取締役は</u>、これに記名捺印または電子署名を行う。</p> <p>② 取締役会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第399条の13</u> <u>第6項の規定により、取締役会の</u> <u>決議によって、重要な業務執行(同</u> <u>条第5項各号に掲げる事項を除</u> <u>く。)</u>の決定の全部または一部を取 <u>締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会規程) <u>第29条</u> 取締役会に関する事項について は、法令または定款のほか取締役 会において定める取締役会規程に よる。</p>	<p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) <u>第30条</u> 取締役会に関する事項について は、法令または本定款のほか、取締 役会において定める取締役会規程 による。</p>
<p>(取締役の報酬等) <u>第30条</u> 当社の取締役の報酬、賞与そ の他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総 会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第31条</u> 当社の取締役の報酬、賞与そ の他の職務執行の対価として当会 社から受ける財産上の利益は、株 主総会の決議により<u>監査等委員で</u> <u>ある取締役とそれ以外の取締役と</u> <u>を区別して定める。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> <u>(監査役の数)</u> <u>第31条</u> 当社の監査役は、4名以内と する。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p>
<p><u>(監査役を選任決議)</u> <u>第32条</u> 当社の監査役は株主総会の決議 により選任する。 ② <u>監査役を選任決議は、議決権を</u> <u>行使することが出来る株主の議決</u> <u>権の3分の1以上を有する株主が</u> <u>出席し、その議決権の過半数をも</u> <u>って行う。</u> ③ <u>当社は、会社法第329条第3</u> <u>項の規定に基づき、法令に定める監</u> <u>査役の数に欠くこととする場合</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任限定)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会</u>の招集手続)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>の招集は、各<u>監査役</u>に<u>対し</u>、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この<u>期日</u>を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の招集手続)</p> <p>第<u>32</u>条 <u>監査等委員会</u>の招集は、各<u>監査等委員</u>に<u>対し</u>、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この<u>期間</u>を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会</u>の決議方法)</p> <p>第<u>37</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の決議方法)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会</u>の議事録)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>監査役会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査役</u>はこれに記名捺印または電子署名を行う。<u>監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会</u>の議事録)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>監査等委員会</u>における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した<u>監査等委員</u>は、<u>これに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会</u>規程)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>② <u>監査等委員会の議事録は、議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程)</p> <p>第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項については、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(<u>監査役</u>の報酬等)</p> <p>第<u>40</u>条 <u>当会社</u>の<u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
第 6 章 計 算 第 <u>4 1</u> 条～第 <u>4 4</u> 条（条文省略）	第 6 章 計 算 第 <u>3 6</u> 条～第 <u>3 9</u> 条（現行どおり）